

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
(当たる翌日)

告示

目次

告示

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示(商工指導課)

高齢者等の雇用の安定等に関する法律によるシルバーセンターの指定(職業安定課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件)(農村整備課)

保安林の指定の解除(森林保全課)

保安林の指定予定(二件)

土地収用法による事業の認定(管理課)

開発行為に関する工事の完了(三件)(都市計画課)

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)

不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定等の一部改正

◇選管告示

原動機付自転車の運転に関する講習を受けた者と同等以上的能力を有する者の認定(運転免許課)

平成四年十一月四日

鳥取県告示第八百五十九号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第百九号)第三条第二項の規定により告示する。

平成四年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
株式会社ジユンテンド	ホームセンター・ジュンテンドー岸本店	西伯郡岸本町大殿九七七 一外

鳥取県告示第八百六十号

高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十六条の規定に基づき、平成四年十一月一日付けで次の者を同法第四十七条第一項に規定する業務を行う者として指定したので、同法第四十八条において準用する同法第二十四条第二項の規定により告示する。

- 一 名称　　鳥取県知事　西　尾　邑　次
　　社団法人南部広域シルバー人材センター
- 二 住所　　西伯郡西伯町大字鴨部一五八七一
- 三 事務所の所在地　西伯郡西伯町大字鴨部一五八七一
- 四 指定に係る地域　西伯郡西伯町及び会見町
- 鳥取県告示第八百六十一号**
- 智頭町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業米井地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する。
- 同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。
- 平成四年十一月四日
- 鳥取県知事　西　尾　邑　次

- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第八百六十二号**
- 岸本町が行う土地改良事業（農業農村活性化農業構造改善事業八郷地区農業用用排水）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。
- 平成四年十一月四日
- 鳥取県知事　西　尾　邑　次
- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
- 平成四年十一月五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
- 岸本町役場
- 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 四 異議の申出
- 智頭町役場
- 三 縦覧に供する場所
- 平成四年十一月五日から二十日間
- 二 縦覧に供する期間
- 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

3 平成4年11月4日 水曜日

鳥取県公報

鳥取県告示第八百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成四年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市和田町字東灘北三一四五の二、三一四六の二

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第八百六十四号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所
西伯郡大山町末吉字下宮原三〇三、三〇四、三〇六から三〇九まで、

三一一、三一三から三一七まで、三二二一から三二六まで、三三三三から三四五まで、三五三から三五六まで、三七五から三七七まで

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採ができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百六十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成4年11月4日 水曜日

鳥取県公報

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字山手字堤谷上分六二〇の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百六十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町岩立字糸水高原四の二三一、四の二三三、四の二一五

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町飯戸字向原一五四四の一〇（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり

鳥取県告示第八百六十八号

告示する。

平成四年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一起業者の名称

国府町

事業の種類

「高岡地区屋外運動場」建設事業

起業地

1 収用の部分 岩美郡国府町大字高岡字壹町田地内

2 使用の部分 なし

4 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

国府町役場

鳥取県告示第八百六十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

ミサワホーム鳥取株式会社

代表取締役 金澤泰治

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年八月二十八日 鳥取県指令受都計三一二第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市大篠津町字東立原
鳥取市南吉方一丁目八七

三

開発許可を受けた者の住所及び氏名

平成四年六月二十九日 鳥取県指令受都計三一二第一号
二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市大篠津町字南水溜

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市旗ヶ崎六丁目五一一六

株式会社大島ハウス
代表取締役 大島巧作

鳥取県告示第八百七十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年八月二十八日 鳥取県指令受都計三一二第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市大篠津町字東立原
鳥取市南吉方一丁目八七

三

開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取県告示第八百七十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十五号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定等について）の一部を次のように改正する。

平成四年十一月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一の表医療法人明和会渡辺病院の項の次に次のように加える。

医療法人社団尾崎病院

鳥取市湖山町三六八三

鳥取県告示第八百七十二号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成四年十一月四日から施行する。

平成四年十一月四日

鳥取県公安委員会告示第百六号

公安委員会告示

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表鳥取信用金庫の項中「富桑出張所」を「富桑支店」に改める。

関する法律（昭和二十三年法律第二百二十一号）第二十条第三項の技術上の規格に適合して認められたのと、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成四年十一月四日

鳥取県公安委員会委員長 德 田 博 司

平成四年十一月四日

鳥取県公安委員会委員長 德 田 博 司

- 一 原動機付自転車免許を申請した日前一年以内に道路交通法第二百八条の第一項第一号に掲げる講習を修了した者
- 二 原動機付自転車の運転に関し前号に掲げる者に準ずる能力を有すると認められる者

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ルーキーウラシマ	株式会社ソフィア
"	C R うちどめくんP—2	"
"	キックエースP—2	"
"	電牌旋風	"

鳥取県公安委員会告示第二百七号

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十三条の六第三号の規定に基づき、次の人を原動機付自転車の運転に関し道路交通法（昭和三十五年法律第二百号）第二百八条の二第一項第四号に掲げる講習を受けた者と同等以上の能力を有する者として認定したので、告示する。